

特別法人税の課税停止措置期限の延長について

対象	DB	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

ポイント

- ▶ 特別法人税の課税停止措置期限が、令和2年度税制改正大綱※1のとおり、令和5年（2023年）3月31日まで延長されることが決定しましたので、ご案内します。
- ▶ 3月27日「所得税法等の一部を改正する法律」※2が参議院本会議で可決、成立し、本日3月31日に公布されました。これにより、租税特別措置法が改正されました。

※1 [「令和2年度税制改正大綱」](#)

※2 [「所得税法等の一部を改正する法律」](#)

ご参考

< 現行の租税特別措置法(抜粋) >

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

第六十八条の五

法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等(同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。)を行う法人の平成十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

< 改正後の「所得税法等の一部を改正する法律」(抜粋) >

第十五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

第六十八条の五中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。